



新庄市いじめ防止基本方針

平成27年3月
新庄市
(平成30年1月改定)

目次

はじめに	1
第1章 いじめ防止等対策の基本的な方向	2
1 基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 主な用語の定義	2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) いじめ防止等	3
①いじめの未然防止といじめが起きにくい体制づくり	
②良好な人間関係を構築する能力の育成	
③自尊心や自己有用感を感じられるための子どもの居場所づくり	
(2) いじめの早期発見	3
①いじめを認知する意識を高める	
②地域や家庭との連携について	
③相談窓口としての機能	
(3) いじめへの適切な対処	4
①子どもの安全確保	
②組織的な生徒指導体制づくり	
③関係機関との連携について	
第2章 いじめの防止等のための対策	4
1 いじめの防止等のために市教育委員会が実施する施策	4
(1) 市基本方針の策定	4
(2) 新庄市いじめ防止等のための組織等の設置	5
①『市いじめ問題対策連絡協議会』	
②『市いじめ問題対策専門委員会』	
③市附属機関『市いじめ問題再調査委員会』	
(3) いじめ防止等のための基本施策	5
①小中一貫教育推進による未然防止の取組	
②学校図書館及び読書活動の充実による未然防止の取組	
③教職員同士の情報交換と研修の機会の提供	
④教育相談体制の整備	
⑤スクールカウンセラーの配置	
⑥保護者・地域との連携	
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	7
(1) 「学校基本方針」の策定	7
(2) 「学校基本方針」の公開	
(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置	7
(4) いじめの防止等の基本施策	7
①未然防止	
②早期発見のための取組	
③いじめに対する措置	
第3章 教育諸課題から配慮すべき子どもの対応	10
1 発達障がいを含む、障がいのある子ども	10
2 海外から帰国した子どもや外国人の子ども	10
3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る子ども	10
4 被災児童生徒	10

第4章 インターネット上のいじめへの対応	10
1 インターネット上でのいじめの未然防止	10
(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上	10
(2) 家庭・地域、PTAとの連携	10
2 早期発見・早期対応	11
(1) 早期発見への取組	11
① インターネット上のいじめのサインをキャッチするポイント	11
② インターネット上のいじめについての相談体制の整備	11
③ 学校ネットパトロール等の実施	11
(2) 早期対応への取組	11
第5章 重大事態への対応	12
重大事態発生と調査	
(1) 重大事態について	12
(2) 重大事態への対処	12
① 学校に置かれた『いじめ防止等のための組織』を調査主体とする場合	
② 市が設置『市いじめ問題対策専門委員会』を調査主体とする場合	
③ 調査結果の提供及び報告	
④ 調査後の支援体制・指導体制について	
⑤ 再調査及び措置	
第6章 その他いじめの防止等のための事項	13
留意事項	
(1) 学校における校務の効率化	13
(2) 学校、地域や家庭との連携強化について	13
第7章 点検・評価と不断の見直し	14
1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方	14
2 市教育委員会が行う点検・評価	14
(1) いじめの実態に関する調査結果の分析と考察	14
(2) 「市いじめ問題対策連絡協議会」及び「市いじめ問題対策専門委員会」における 点検・評価	14
3 学校における点検・評価	
(1) 学校評価を通して	14
(2) 教員評価を通して	15
4 いじめ防止基本方針の見直し	15

新庄市いじめ防止基本方針

新 庄 市

はじめに

新庄市は、平成5年1月の中学校生徒の死亡事故を機に、未来を担う子どもが、温かい心や元気なからだ、豊かな才能を持ち、自らの将来に向かい夢を持って行動することができるよう、「いのちの尊厳を根底に据えた心の教育の充実」を最重要課題として学校教育を進めてきた。市内全学校の共通理解の下、全ての教育活動を通じた良好な人間関係づくりや、優しさや思いやりのある子どもを地域と共に育成すること等に、長期的に取り組んできている。いじめから子どもを守るためには、「いじめは、いつでも、どこでも、どこの子どもにも起こり得る」という共通認識のもと、市、学校、保護者、市民、社会全体の責務として、関係機関等の連携協力を図り、いじめを「しない、させない、許さない」取組が必要である。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が施行され、本市においても、「新庄市いじめ防止対策等推進条例」（以下、「条例」という。）を平成26年12月15日に施行している。

法及び条例は、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの適切な対応等）のための対策に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項について定めたものである。

以上のことを踏まえ、新庄市としてのいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「新庄市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」）を定めるものである。

第1章 いじめ防止等対策の基本的な方向

1 基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会全体でその健やかな成長を支援していくことができるよう、条例第3条において次のとおり規定している。

市、学校、保護者、市民、事業者及び関係機関等は、いじめは子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識のもと、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携していじめの防止等に取り組まなければならない。

2 いじめの定義

法第2条において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

3 主な用語の定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のように規定する。

- (1) いじめの防止等：いじめの防止及び早期発見並びにいじめへの対処をいう。
- (2) 学校：新庄市立学校設置条例(昭和46年条例第12号)第2条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (3) 子ども：学校に在籍する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいう。
- (4) 保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (5) 市民：本市の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者：本市の区域内で事業活動を行う個人、団体及び法人をいう。
- (7) 関係機関等：警察、児童相談所その他の子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。
- (8) こころの教育：自他のいのちを大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの「豊かな心」を育むことを目的とする教育活動をいう。
- (9) 居場所づくり：子どもが安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること。すなわち、大人が子どものためにそうした「場づくり」を進めることをいう。
- (10) 小中一貫教育：中学校区内にある小学校と中学校において、教育目標や指導の方針が小中学校を貫いていることや各教科の指導の在り方にも一貫性があることを重視した教育をいう。
- (11) ふるさと学習：ふるさと新庄や生まれ育った地域を愛し、誇りに思う心を育むことを

- 目的とする教育活動をいう。
- (12) キャリア教育：社会的、職業的な自立を目指すために必要な資質能力を育むことを目的とする教育活動をいう。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止等

① いじめの未然防止といじめが起きにくい体制づくり

いじめは「いつでも、どこでも、どの子どもにも起こり得る」ということを念頭に置き、より根本的な問題克服のために、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止及びいじめが起きにくい体制づくりが必要である。公正・公平な価値観を大切にす等、全ての子どもにいじめを肯定する倫理観を持たせることなく、より良き市民となるための資質能力を育むために、未然防止への取組や体制づくりに市民全体が一体となって取り組む。

② 良好な人間関係を構築する能力の育成

学校の教育活動をはじめ地域や家庭教育を通して、全ての子どもに様々な価値観や慣習等を持つ人との良好な人間関係が構築できるための資質能力を育み、社会全体にいじめをしない、させない、許さないという土壌をつくる必要がある。そのためにも、地域・家庭との連携協力のもと、計画的に異年齢交流や集団での体験活動等の機会を子どもに提供する。

③ 自尊感情や自己有用感を感じられるための子どもの居場所づくり

全ての子どもが、安心・安定した日常生活を送り、様々な場面で自尊感情を高め、自己有用感や充実感を感じられるようにすることが必要である。そのためにも、学校や地域・家庭の中で子どもの居場所づくりを行うことの必要性を市民全体に広め、学校・地域・家庭が一体となって居場所づくりを推進していく。

(2) いじめの早期発見

① いじめを認知する意識を高める

いじめの早期発見は、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高める必要がある。一方、いじめは、大人が発見しにくい形で存在することや、いじめとは判断しにくい形で行われることが多い。周囲の大人が、子どもに対し関心を持ち、日常の何気ない言動からいじめを認知しようとする積極的な意識を持つための取組を推進する。

② 地域や家庭との連携について

社会全体で子どもを見守り、子どもの健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭との連携が必要である。また、日頃から子どもが多くの人と関わることは、いじめの早期発見につながる。大人が、意識的に子どもと接するような取組の啓発活動を行う。

③相談窓口としての機能

いじめの早期発見のためには、教職員への、相談・通報の窓口として機能していくことが必要である。そのためには、信頼される学校づくりを進めていくことはもちろん、子どもや保護者・地域住民が相談しやすい体制を整えていく。また、地域・家庭においては、いじめが疑われる事実を知った際は放置することなく、適切な行動をとる。

(3) いじめへの適切な対処

①子どもの安全確保

いじめがあることが認識された場合、学校は直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせた子どもの安全を確保し、いじめた側の子どもに対して事情を聴き取りした上で、適切な対処を組織的に行う。また、家庭や市教育委員会との連携・相談や、関係機関との連携を進める。

②組織的な生徒指導体制づくり

学校は平素から生徒指導を組織的に行う体制づくりを整備する必要がある。そのために、具体的な事例研修等で組織としての対応力を向上させる。

③関係機関との連携について

いじめへの対処には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者が情報交換をして円滑な連携協力ができる体制を構築しておく。

第2章 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のために市教育委員会が実施する施策

(1) 市基本方針の策定

市は、法第12条の規定及び条例第8条の規定により「市基本方針」を策定する。

「市基本方針」においては、次に掲げる内容について定める。

- I いじめ防止等対策の基本的な方向について
- II いじめ防止等のための対策について
- III 教育諸課題から配慮すべき子どもの対応
- IV インターネット上のいじめへの対応
- V 重大事態への対応
- VI その他いじめ防止等のための事項
- VII 点検・評価と不断の見直し

(2) 新庄市いじめ防止等のための組織等の設置

①『市いじめ問題対策連絡協議会』（法第14条、条例第9条）

学校におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ問題に関する施策の推進、連絡・調整を図るため、市に『市いじめ問題対策連絡協議会』を置く。

構成員：教職員、保護者、児童相談所の職員、人権擁護委員、山形県警察署の職員、教育委員会事務局の職員、その他市教育委員会が必要と認める者。
※委員15人以内をもって組織し、事務局は、学校教育課に置く。

②『市いじめ問題対策専門委員会』（法第14条③、条例第16条）

市教育委員会の諮問に応じて、市及び各学校におけるいじめ防止及び早期発見のための方策について審議する機関として、また、市教育委員会と『市いじめ問題対策連絡協議会』との円滑な連携のもと、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うことを目的として、市教育委員会の下に『市いじめ問題対策専門委員会』を設置する。

重大事態に係る事実関係の調査等は、当該ケースに関わる委員を除いた本委員会の委員で調査チームを組織し、これにあたる（法第28条、条例第17条②）

また、重大事態が発生した場合、いじめを受けた子ども及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った子どもに対する指導及びその保護者に対する助言の在り方等を検討し、当該校及び市教育委員会と連携をとりながら、解決に向けた対策会議の中心的役割を担う組織とする。

構成員：教育について専門的な知識及び経験を有する者、弁護士、心理又は福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者、その他市教育委員会が必要と認める者。
※委員5人以内をもって組織し、事務局は、学校教育課に置く。

③市附属機関『市いじめ問題再調査委員会』（法第30条②、条例24条）

市は、市長のもとに、臨時に『市いじめ問題再調査委員会』を設置することができる。市長は、当該報告に係る重大事態への対処にあたって、必要と認めるときは、調査の結果について必要な調査を行うことができる。

構成員：教育、法律、心理、福祉等に専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
※委員5人以内をもって組織し、事務局は市総務課に置く。

(3) いじめ防止等のための基本施策

市は、「市基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進し、これらに必要な財政上の措置、その他の必要な措置を講じるよう努める。また、市及び市教育委員会が一体となって、学校、地域、家庭、関係機関及び事業所との連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組む。なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、取得した個人情報の適正な取り扱いに十分留意する。

①小中一貫教育推進による未然防止の取組

本市では、平成 18 年度より小中一貫教育の推進に努めている。その教育活動の中で、異学年の交流による豊かな心及び望ましい人間関係の育成を行ってきた。各中学校区にある小学校や中学校との交流活動や義務教育学校における異学年交流を通して、考え方の違いを受け入れ、お互いの差異に対して尊重しようとする心を育てていく。また、子ども同士が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。

②学校図書館及び読書活動の充実による未然防止の取組

学校に 1 名の図書館担当職員を配置する。読書を通して、心を耕し、感受性を豊かにすることは、ゲームやインターネット利用を背景に、やや短絡的な言動がみられる現代の子ども達にとっては重要なことである。市では、平成 25 年度に、『子ども読書推進計画』を策定し、これまでの取組を整理するとともに、幼児から高校生までの読書活動推進に向けた環境整備を行っていく。

③教職員同士の情報交換と研修の機会の提供

『市生徒指導主任主事会』を、年 4 回（この他に、中学校連絡会を年 2 回）開催し、本会において、必ず研修と各中学校区にわかれての情報交換会を行う。研修内容は、教育相談的内容や、保護者からいじめの訴えがあったときの対応等、よりいじめ防止に向けた実践的なものを企画する。これにより教職員のいじめに対して適切に対応する力を高めていく。また、本会では、子どものインターネット・携帯電話利用に関するアンケート調査の取りまとめを行い、いじめの有無や子どもがインターネットを活用している現状を把握し、保護者や地域住民への注意喚起を行う。

④教育相談体制の整備

市教育委員会内に教育相談室を設置して、教育相談員を 3 人配置する。活動の主として、『教育なんでも相談ダイヤル』（対人関係等の悩みや不安に対応）『教育相談室への来所相談』、『不適応指導教室』（シャイニング適応指導教室）を運営する。学校外の機関に、相談窓口を設けることで、比較的気軽に、悩みについて相談を行うことができる体制をつくる。また、早期に情報をキャッチすることにおいても重要な機関となる。

⑤スクールカウンセラーの配置

県の事業である、スクールカウンセラー・県教育相談員等の活用事業を積極的に希望し、可能な限り学校において、スクールカウンセラー及び県教育相談員の配置実現に努めていく。また、市独自でも、スクールカウンセラーを配置し、子ども、保護者に対して年 20 回程度カウンセリングが行える体制を確立する。

⑥保護者・地域との連携

市は、毎年 11 月第 2 土曜日を「新庄市教育の日（コスモスデー）」とし、文化の日を挟んだ前後 2 週間を「コスモス教育週間」として制定している。教育週間中の活動内容に、いじめ根絶に向けた取組を盛り込み、保護者・市民一体となって、いじめのない学校、地域、社会を目指そうとする気運を高めていく。

2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめ防止等のため、法第13条に基づき「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。学校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップのもと組織体制を確立し、市教育委員会と適切な連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

（1）「学校基本方針」の策定

学校は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、各学校において「学校基本方針」を策定し、修正改善を行う。また、小中一貫教育の視点から、同中学校区内における小学校と小学校との連携や、小学校と中学校との連携についても取り組んでいく。なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取り扱いについて配慮する。

（2）「学校基本方針」の公開

子ども及びその保護者に対して、あらかじめ学校基本方針によりいじめの発生時における学校の対応を示すことは、子どもが学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげるために、学校基本方針について、事前に子ども及び保護者に積極的に公開する。

また、地域との連携の観点から、各学校のホームページへの掲載、その他の方法により、確認できるような措置を講ずる。

（3）いじめの防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応に関する措置を実効的・組織的に行うため、中核となる『いじめ防止対策委員会（仮称）』を設置する。

（4）いじめの防止等の基本施策

①未然防止

・ ころの教育の推進によるいじめの未然防止の取組

「いのちの尊厳を根底に据えた心の教育」を推進している本市にとって、いじめの起きにくい学校づくりや集団づくり、人間関係づくりは最も重要な観点と考える。学校教育活動の中核である授業の中で、子ども同士の関わり合いを大切にされた学習活動を意図的に行い、意見の異なる人に対して受容的な態度で接する能力を高める。

・ 子ども自らが主体的にいじめについて考え、活動する取組の推進

児童会や生徒会自らが、いじめを根絶しようとする活動の企画・運営を支援していくことで集団の中に自浄作用の能力を高めていく。子ども自らが、日常生活における

問題点を見つけ、それらを解決するにはどうしたらよいかを話し合う機会を通して、主体的にいじめを根絶していこうとする意識を高めていく。

・人としての生き方を考える教育の推進

各学校において、「ふるさと学習」や夢や目標を持つ「キャリア教育」を推進していく。これらの教育活動を通して、子どもがふるさとや地域に誇りを持ち、人としての生き方を大切にする考えを持つことにより、他の子どもに対して同じ地域の一人として大切に思い、他者の生き方をも大切にしようとする気持ちを醸成する。

②早期発見のための取組

・各種アンケート等の実施

各学校において、県のいじめアンケート様式を活用し、年2回いじめアンケート調査を実施する。また、他にも各校独自の生活振り返り調査等を行ったり、教育相談週間を年間行事に組み込んだりして、いじめの早期発見の取組を推進していく。いじめアンケートの結果については、県の定期調査を通して市教育委員会まで報告する。また、Q-Uアンケート等を学校（小学校は4年～6年全員、中学校は全生徒、義務教育学校は4年～9年全員）において年2回実施する。諸アンケート結果を通して、子ども一人一人が集団内でどのような意識を持っているのかを把握し、教職員による気になる子どもへの面談を適宜行っていく。

・日常の子どもの観察

いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の子どもの様子からも行うことができる。日頃より、教職員と子どもとが円滑なコミュニケーションを行う関係を築くことは、いじめに関する情報を収集しやすいだけでなく、いじめに発展しそうなケースを未然に防ぐことにも役立つ。

③いじめに対する措置

・早期対応・組織的対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校内において役割を分担し、組織的に対応する。事実が確認された場合、校長は、設置者である市教育委員会に報告するとともに、いじめられた子ども及びいじめた側の子どもの保護者に正確に伝える。指導に当たっては、いじめられた子どもを徹底して保護することを前提に、いじめという行為に対して決して許さないという毅然とした態度で指導にあたる。

なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに新庄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、インターネット上のいじめの早期発見のために、日頃より、教職員に対して、子どもが情報提供を行える信頼関係を築いていく。

・いじめられた子ども又はその保護者への支援

いじめられた子どもの保護者に対しては、徹底して守り通すことや、秘密を守ることがを伝え、不安を除去する。また、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）やスクールカウンセラー、福祉事務所（民生委

員)等の専門家、児童相談所など外部専門家と連携し、いじめられた子どもに寄り添い、支える体制をつくる。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行っていく。そのためにも、いじめの具体的内容については記録を残し、以後の指導に役立てる。

・いじめた側の子どもへの指導又はその保護者への助言

学校においていじめの事実を確認した場合、関係機関との連携のもとに、いじめをやめさせ、その再発を防止するよう体制整備を図る。いじめた側の子どもへの指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた側の子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた側の子どもの健全な人格の発達に配慮する。また、学校は、迅速にいじめた側の子どもの保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

・いじめが起きた集団全体への働きかけ

いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめが起きたのは集団としての正義感の欠如でもあり、傍観者の立場でいじめを止めることができなかった事に対する振り返りやいじめの事実を誰かに報告する行為がとれなかった原因について考えさせる。また、傍観者ではなく観衆としてはやしたてたり、同調する行為をとっていた子どもに対しては、行為それ自体がいじめに加担していることやいじめを肯定する行為であったことを理解させる。その後、学級全体、学年全体、学校全体の問題として話し合いなどを行い、いじめを根絶させようとする意識が、子どもの側から主体的に起きるような機会を設定する。

・いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

一 いじめに関する行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

二 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

第3章 教育諸課題から配慮すべき子どもの対応

1 発達障がいを含む、障がいのある子ども

発達障害を含む障がいのある子どもが関わるいじめについては、教職員が個々の子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報提供を行いつつ、当該の子どものニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導及び必要な支援を行うことが必要である。

2 海外から帰国した子どもや外国人の子ども

海外から帰国した子どもや外国人の子ども、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる子どもは、言語や文化の違いから、学校の学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、子ども、保護者等の外国につながる子どもに対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る子ども

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る子どもに対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

4 被災児童生徒

東日本大震災により被災した子ども又は原子力発電所事故により避難している子ども（「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該被災児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

第4章 インターネット上のいじめへの対応

1 インターネット上でのいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

各学校においては、IT機器の積極的な活用と同時に、ネット上のいじめを予防する観点から、また、子どもがインターネット上のトラブルに巻き込まれることに鑑み、情報化への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

インターネット上のいじめについては学校の取り組みだけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、子どものネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

P T Aにおいては、研修会のテーマにインターネット上のいじめに関することを取り上げたり学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報誌により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

2 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取り組み

①インターネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

インターネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがインターネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化やサインを見逃さず、子どもの心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

②インターネット上のいじめについての相談体制の整備

インターネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかない所で進行する場合もある。このため、各学校においては、インターネットを利用している子どもが、自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく必要がある。

③学校ネットパトロール等の実施

民間委託しているコンピュータ支援員の業務の中に、『インターネット巡回調査』を含める。インターネット巡回調査は、定期的に、子どもが利用しているSNSのサイトにキーワードを入れ、問題のある書き込みがないか調査するものである。結果については、定期的に委託業者が市教育委員会に報告を行う。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに

新庄警察署に通報し、適切な援助を求める。

第5章 重大事態への対応

重大事態発生と調査

(1) 重大事態について

法第28条第1項に重大事態について規定されている。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の^{※①}生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が^{※②}相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめているとき。

^{※①}「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等のケースが想定される。

^{※②}「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記の目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態への対処

学校は、重大事態（疑いがあると認められるときも含む。）が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、早急に学校又は市教育委員会内に、調査委員会を設置とともに市長に報告する。

①学校に置かれた『いじめ防止等の対策のための組織』を調査主体とする場合

校内に設置した『いじめ防止対策委員会』を母体に調査を行う。市教育委員会は学校の要請に応じ人的な措置についても適切に支援し、いじめの事実を正確に把握することを最優先にする。

②市が設置する『市いじめ問題対策専門委員会』を調査主体とする場合

『市いじめ問題対策専門委員会』の委員で調査チームを組織（以下「調査チーム」という。）して、第三者としてこれにあたる。調査にあたっては、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③調査結果の提供及び報告

『いじめ防止対策委員会（仮称）』及び『市いじめ問題対策専門委員会』は、質問紙調査の実施により得られたアンケートについて、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる子どもや保護者に説明する等の措置をとる。調査アンケートの開示については、「適切な情報提供」「個人情報の保護」の観点から精査して、慎重に対応する。また、調査結果について、市教育委員会へ報告し、市教育委員会は市長に報告する。

④調査後の支援体制・指導體制について

『いじめ防止対策委員会（仮称）』及び『市いじめ問題対策専門委員会』は、調査結果より、今後の被害の子どもへの支援体制と加害の子どもへの指導、再びいじめが発生しないための対処について、基本的な方針と具体的な対策を提示する。

⑤再調査及び措置

法第 28 条第 1 項の規定による重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき、調査の結果について、法第 30 条第 2 項の規定により再調査を実施するため、条例に基づき「市いじめ問題再調査委員会」を設置する。

第 6 章 その他いじめの防止等のための事項

留意事項

（１）学校における校務の効率化

いじめ防止対策の基本は、教職員と子どもとの信頼関係の構築である。そのためにも、子どもと教職員が日頃より向き合う時間の確保が大切である。学校の管理職には、一部の教職員に過剰負担にならないよう、校務分掌を適正化するとともに、校務の効率化を図り、子どもとの向き合う時間の確保に努めるよう求めていく。

（２）学校、地域や家庭との連携強化について

いじめの未然防止のための体制を整備しても、子ども同士の間では、様々なトラブルが発生することがある。子ども同士のトラブルは、時に、良好な人間関係を構築することを学ぶ大切な機会でもある。周囲の大人による監視の目を強めるのではなく、トラブルを通して子どもの健全育成を行ったり、トラブルがいじめに至らないように注意深く見守る等の意識を、指導する大人の側で共通理解する必要がある。そのためにも、学校、地域、家庭において、互いの指導に関して情報交換を行いながら、連携強化を図っていく。

第7章 点検・評価と不断の見直し

1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方

いじめの問題は1980年代に学校における深刻な問題として表面化してから何度も社会問題になってきた。学校では、いじめ問題について、常に細心の注意をはらっているが、いじめはインターネット上も含め大人には見えにくい世界で発生しており、その実態把握と取組の点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

2 市教育委員会が行う点検・評価

(1) いじめの実態に関する調査結果の分析と考察

市教育委員会は、年度末に行われる子どもの問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び毎学期末における定期調査の結果を分析・考察し、当該学年におけるいじめの認知件数、解決状況、いじめの態様等から、いじめ防止等に関する必要な指導・支援を行う。

(2) 「市いじめ問題対策連絡協議会」及び「市いじめ問題対策専門委員会」における点検・評価

市教育委員会においては、「市いじめ問題対策連絡協議会」及び「市いじめ問題対策専門委員会」に市基本方針による取組及び上記2(1)による調査結果の分析と考察について報告し、当該年度のいじめの防止等に向けた取組について点検・評価を受け、広く市民に公表するとともに、以降の取組に資するものとする。

3 学校における点検・評価

(1) 学校評価を通して

市教育委員会は、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の子ども理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切

な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、子どもや地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、その改善に取り組むよう指導、助言を行う。

また、学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

(2) 教員評価を通して

市教育委員会は、各学校が、教員評価においていじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たっては、必要な指導・助言を行う。

4 いじめ防止基本方針の見直し

市は、市基本方針を必要に応じて見直していくが、当該基本方針の策定から概ね3年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、市基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。

附 則

この市基本方針は、平成27年 4月 1日から施行する。

この市基本方針は、平成30年 1月16日から施行する。